

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

市町村課

○ 住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

〃

【告示】

（以上県例規集登載）

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 道路の占用を制限する区域の指定

〃

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

耕地課

○ 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧

〃

○ 県営土地改良事業の工事完了

〃

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効

治山課

○ 公共測量の実施

監理課

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第三十三号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年五月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第五号中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

附 則

この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。

◎岡山県規則第三十四号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年五月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年岡山県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「の規定」を「（同法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第二項中「の書面」を「（同法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）の書面」に改める。

第六条中「第三十条の三十五」の下に「（同法第三十条の四十四の十三において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和六年五月二十七日から施行する。

◎岡山県告示第二百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和六年五月二十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

P. A. C 訪問看護ステーション

倉敷市中島一八六―四サンライフ中島II A―101

令和六年四月三十日

令和6年5月24日 岡山県公報 第12602号

◎岡山県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年五月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市川上町領家字宮ノサコ二〇三四番一地先から 高梁市川上町領家字西一八八六番一地先まで	新	一一・〇〇 四一・五	一四四・〇
高梁市川上町領家字宮ノサコ二〇三四番一地先から 高梁市川上町領家字西一八八六番一地先まで	旧	一一・五〇 一八・五	一四四・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 豊岡上小森線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
加賀郡吉備中央町豊岡下字天神原八番三 地先から 加賀郡吉備中央町豊岡下字御堂前川手二 八番二地先まで	新	六・八〇 一四・三	一五五・二
加賀郡吉備中央町豊岡下字天神原八番三 地先から 加賀郡吉備中央町豊岡下字御堂前川手二 八番二地先まで	旧	三・九〇 一一・三	一五五・二

令和6年5月24日 岡山県公報 第12602号

◎岡山県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和六年五月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	三一三号	高梁市川上町領家字宮ノサユ二〇三四番一地 先から 高梁市川上町領家字西一八八六番一地先まで	令和六年五月二十四日

令和6年5月24日 岡山県公報 第12602号

◎岡山県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年五月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般国道	三三三号	高梁市川上町領家字宮ノサコ二〇三四番一地从先から 高梁市川上町領家字西一八八六番一地从先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和六年五月二十四日

令和6年5月24日 岡山県公報 第12602号

〔二六四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年五月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス鴨方店

所在地 浅口市鴨方町鴨方字鳥落通二二三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 野々口 剛

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 西喜多 浩

（変更後）名称 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

住所 東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

代表者の氏名 代表取締役 野々口 剛

4 変更年月日

令和六年四月一日

二 届出年月日

令和六年五月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和六年五月二十四日から同年九月二十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和6年5月24日 岡山県公報 第12602号

〔二六五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。
 令和六年五月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		就任役員		住所		理事別	
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	住所	住所	理事	理事
岸本 要	岸本 要	赤座 美久	赤座 美久	浅野 正治	浅野 正治	勝田郡奈義町上町川一四四四	八九〇一五	理事	理事
植月 平	植月 平	浅野 康之	浅野 康之	菅田 実	菅田 実	〃	二八二	〃	〃
浅野 正治	浅野 正治	浅野 五郎	浅野 五郎	菅田 実	菅田 実	〃	一三六九一四	〃	〃
菅田 実	菅田 実	赤座 美久	赤座 美久	菅田 実	菅田 実	〃	一七七一	〃	〃
浅野 康之	浅野 康之	浅野 智	浅野 智	菅田 実	菅田 実	〃	三七一一	〃	〃
浅野 五郎	浅野 五郎	木村 弘始	木村 弘始	菅田 実	菅田 実	〃	二五四	〃	〃
赤座 美久	赤座 美久	木村 準子	木村 準子	菅田 実	菅田 実	〃	九一九	〃	〃
浅野 芳宏	浅野 芳宏	菅田 益美	菅田 益美	菅田 実	菅田 実	〃	一一二四一〇	〃	〃
浅野 正美	浅野 正美	菅田 益美	菅田 益美	菅田 実	菅田 実	〃	一二八五一四	〃	〃
赤座 正美	赤座 正美	菅田 益美	菅田 益美	菅田 実	菅田 実	〃	一三六八一六	〃	〃
赤座 正美	赤座 正美	菅田 益美	菅田 益美	菅田 実	菅田 実	〃	一一八七	〃	〃
赤座 正美	赤座 正美	菅田 益美	菅田 益美	菅田 実	菅田 実	〃	一二〇五	〃	〃
赤座 正美	赤座 正美	菅田 益美	菅田 益美	菅田 実	菅田 実	〃	三二〇五	〃	〃
赤座 正美	赤座 正美	菅田 益美	菅田 益美	菅田 実	菅田 実	〃	三八二	〃	〃
赤座 正美	赤座 正美	菅田 益美	菅田 益美	菅田 実	菅田 実	〃	三八二	〃	〃

令和6年5月24日 岡山県公報 第12602号

〔二六六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和六年五月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

高崎土地改良区（団体営土地改良（維持管理）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

四 縦覧の期間

令和六年五月二十四日から同年六月十四日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和6年5月24日 岡山県公報 第12602号

〔二六七〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
 令和六年五月二十四日

地区名

工種

岡山県知事

伊原木

完了年月日

隆太

玉野西(東高崎)	農業用排水施設	平成三一・三・二〇
玉野西(宇藤木)	〃	令和五・一・一三
玉野西(加茂崎)	〃	令和三・一・二六
玉野西(泉屋)	〃	令和三・三・二六
玉野西(勝浦新田)	〃	平成三一・三・二〇
玉野西(南七区)	農用地の改良又は保全	令和三・一・二六
玉野西(古池)	農用地の改良又は保全	令和五・九・三〇
用吉・豊岡	ほ場整備	令和六・四・一五

令和6年5月24日 岡山県公報 第12602号

〔二六八〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次の生産事業者の登録が失効した。

令和六年五月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

勝英四〇	番 登 号 録	
細川 努	名 氏 称 名 又 は	生 産 事 業 者
勝田郡奈義町高円九四七	住 所	
種穂の採取 幼苗の育成 幼苗以外の 苗木育成	内 生 容 産 事 業 の	
じ 住所地に同	事 業 所 名 称 及 び 地 所 在 地	

令和6年5月24日 岡山県公報 第12602号

〔二六九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年五月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市梶原地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和六年四月二十二日から同年九月三十日まで	測量期間

【二七〇】貸付調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

企業長掛戸印二四四〇

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
モービルラッピングシステムの借入れ 一式
- (2) 借入物件の特質等
入札説明書及びモービルラッピングシステム借入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 借入期間
令和7年2月1日から令和14年1月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を7年間借り受けるものとして算定したリース料総額の84分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年岡山県告示第27号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けていないこと。
- (5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除

く。)でないこと。

(7) 納入する機器について、岡山県警察本部交通部交通指導課長の確認を受けた者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁地下1階)

電話(086)226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和6年6月26日(水) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話(086)234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年5月24日(金)から同年7月8日(月)まで(岡山県の休日を定める

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。

なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ130グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和6年7月17日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和6年7月18日(木) 午前11時00分

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 借入物件に係る事前の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和6年6月28日(金)までに入札説明書で示す場所に提出し、借入物件に係る岡山県警察本部交通部交通指導課長の確認を受けなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和6年7月8日(月)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Mobile Mapping System 1 set

(2) Lease period :

From 1 February, 2025 through 31 January, 2032

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P.M. 17 July, 2024

(5) Contact point for the notice :

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242